

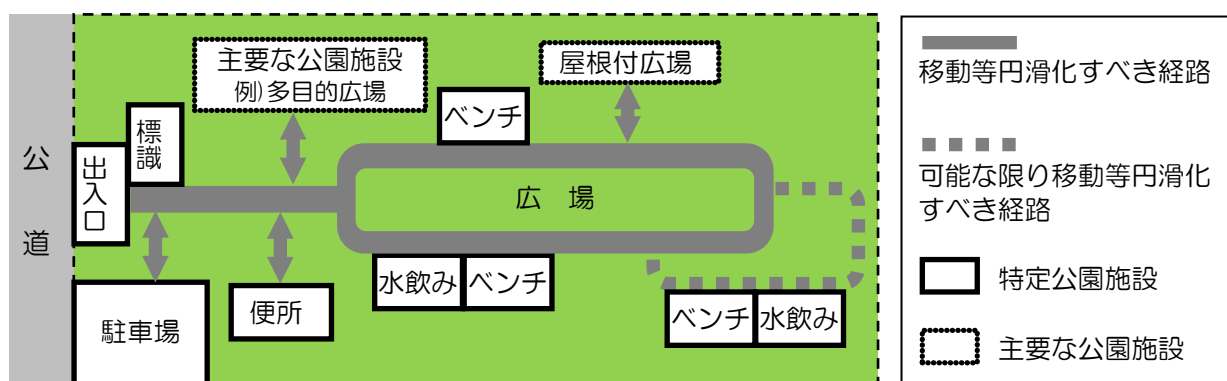
## 移動等円滑化園路について

公園施設の配置にあたっては、公園利用者がわかりやすく利用しやすい位置に配置し、高齢者、障害者等を含むすべての公園利用者が安全で円滑に移動し、施設を利用できるよう配慮することが必要です。

そのためには、出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設に至るまでの経路を確保し、移動等円滑化する必要があります。各施設に至るうえで最も一般的と認められる経路を幅員、勾配等に配慮した移動等円滑化するとともに、他の経路についても可能な限り移動等円滑化することが望まれます。

また、高齢者、障害者等が、自分のいる場所を把握しやすいよう、また目的地に行きやすいように、移動等円滑化園路を連続した明快で簡潔な動線やわかりやすい空間構成とすることが重要です。

### ■公園施設と園路接続の概念図



### ■公園 BF 条例用語

- 特定公園施設: 移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設(バリアフリー法第2条第13号、施行令第3条)
- 主要な公園施設: 当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるもの(バリアフリー法施行規則第2条第2項)
- 移動等円滑化園路: 都市公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路(主動線)を移動等円滑化園路とする。

### ■移動等円滑化園路設定のポイント

- 移動等円滑化基準に適合する特定公園施設が設置されている場合、特定公園施設の種別毎に、それぞれ1以上の施設と移動等円滑化園路を接続させる。
- 都市公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路(主動線)を移動等円滑化園路とする。
- 主要な公園施設には、移動等円滑化園路を接続させる。
- 掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させる。
- 移動等円滑化園路以外の園路及び広場についても、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化することが望ましい。